

令和5年 八潮市農業委員会5月総会 議事録

- 1 開催日 令和5年5月23日(火)
- 2 開催時間 午前8時30分から
- 3 会場 JAさいかつ八潮八條支店2階会議室

- 4 出席委員 13名
会長 1番 大塚 一宏
会長職務代理者 2番 小早川喜一
委員 3番 大野ヒロ子 10番 新井 孝美
4番 渋谷 稔 12番 鈴木 新一
6番 齋藤 富子 13番 鈴木 隆
7番 福岡 達則 14番 田中 幸夫
8番 小倉 雅樹 15番 松田 淳一
9番 飯山 敏行

- 5 欠席委員 2名
委員 5番 荻野 恭子 11番 白倉 正浩

- 6 議事日程
第1 会長挨拶
第2 議事録署名人の選任
第3 書記任命
第4 議 事
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件
議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件

- 7 転用等届出受理報告
報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
報告第2号 農地転用許可後の工事完了届について

- 8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 清水 茂

主任 五十嵐陽子

開会 午前 8時30分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、おはようございます。本日は早朝より八潮市農業委員会総会にご出席を賜り、ありがとうございます。総会終了後には、農業委員会の視察研修会に参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより八潮市農業委員会5月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者は13名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、5番、荻野恭子委員、11番の臼倉正浩委員からは欠席の連絡を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、福岡委員につきましては、枝豆畑でのテレビ中継のため、遅れますのでご報告させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、おはようございます。

本日は総会後に県外視察研修に出発するため、早朝よりお集りいただきまして、誠にありがとうございます。3年ぶりの研修で、茨城県常陸大宮のほうのベルグアース茨城農場のほうへキュウリ、ナス、トマトなどの接ぎ木苗を生産販売している会社のほうへ訪問いたします。本社は愛媛県の宇和島にあるそうですが、多分皆さん参考になるような苗木がたくさん見られると思いますので、期待していきましょう。

それから、先ほどありましたが福岡委員、我が農業委員会の広報部長、やってくれました。ご覧になった方も多いかなという感じなのですが、テレ朝のグッドモーニングという番組で、朝5時から8時ぐらいまでやっている番組なのですが、その中で何か福岡委員のエダマメのハウスの中で天気予報をやっていたみたいなのですが、福岡委員もちらっと出演したみたいなのですが、うちのほうの広報部長が度々テレビに出演されておりますので、頑張ってほしいと思います。

それから、後ほど事務局より報告がありますが、今週27日土曜日に八潮でも枝豆ヌーヴォー祭が開催される予定になっています。この中にも関係者はたくさんいると思いますが、頑張ってくださいと思います。

それから、先々週、13日にふるさと体験教室の小学生による田植が八條地区の田んぼで予定どおり行われました。当日は、朝、雨降っていたんですが、小学校の体育館で、八條北小の体育館で開会式を行ったそうなんです、開会式までは結構降っていたんですね、それでも時間どおりなのかな、10時半から開会式で、11時近くになったのかな、その頃になったらちようどうまく雨がやんで、小学生50組が楽しそうに田植をされたそうです。

それから、16日に埼玉葛地方協議会の総会が三郷市役所で開催されまして、私と事務局長で参加してまいりました。その中で、5月に入って〇〇〇のほうで3件ほど、勝手に土砂混じりの、何か埋められたのが3件あって、そういう話をしていたら、〇〇のほうで、やはり同じように田んぼをもう作付してあったところを埋められているのを〇〇の会長が、ほかのいきさつで100メートルぐらい離れたところで何か埋めているというのが見えて、それで飛んで行って処理してみたいなんです、その田んぼの持ち主が〇〇の人で、自分で作りに行っているんじゃないかと、〇〇ですから、もちろんそうですけれども、向こうの人に作ってもらっているんですが、ただ所有者が〇〇だというのがびっくりしまして、何かそっちのほう、北のほうにはそういうのがあるみたい。悪徳業者なんです、〇〇のほうでは〇〇〇まがいのみんなそういう可能性あるのかもしれないけれども、そういった事件が起きているということを知りました。

それでは、始めさせていただきます。皆さん、ご協力よろしくお願ひします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましてですが、1名ございます。入室の許可につきまして、会長、お諮りくださりますようお願いいたします。

○会長 本日の傍聴者1名、皆さん、入室を許可してもよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○会長 ありがとうございます。それでは、傍聴者の入室を許可いたしますので、中へお入りください。

—— 傍聴者入室 ——

○事務局長 それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが手を挙げてお知らせください。

①八潮市農業委員会 5月総会次第

A 4 横

②農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議について（依頼）

（資料 - 1）

③令和5年度農業者年金受給権者現況届の提出について（お願い）

（資料 - 2）＋パンフレット

④令和5年度農用地利用最適化活動活性化研修会の開催について（事前連絡）

（資料 - 3）

⑤農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（通知）

（資料 - 4）

⑥枝豆ヌーヴォー祭チラシ

資料No.なし

⑦農業委員会活動記録簿（5月～6月分）5枚

資料No.なし

⑧令和5年度八潮市農業委員会視察研修資料

資料No.なし

以上8点です。資料の漏れ等ございませんでしょうか。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、8番、小倉雅樹委員、10番、新井孝美委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いします。

○事務局長 はい。

◎議案第7号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましては、2件ございます。

まず、番号1について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1になります。

譲受人住所・氏名、譲受人は都内建設会社支店の執行役支店長、ご覧の方となります。譲渡人は市内在住のこの方となります。土地の所在は〇〇地区で2筆、ご覧の土地でございます。登記、現況地目、2筆とも田となります。地積は2筆で〇〇〇平米になります。権利の内容は3年間の賃借権の設定、こちら一時転用となります。

次に、隣の2ページをご覧ください。

申請地の概要ですが、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある農地、第1種農地となります。原則第1種農地は、転用を原則許可できないところですが、許可の例外規定が幾つかありまして、その中で、令和〇年〇月にもあったんですけれども、〇〇〇の工事に伴う仮設道路と資材置場、そのための一時転用ということで許可が下りた実例がありますが、こちらもそれと同様に〇〇〇の工事に伴う一時転用ということで、許可の対象となるものです。

申請目的は、工事事務所及び資材置場、3年間の一時転用。

申請理由としましては、既に事業認可を受けています〇〇〇の新設工事、こちらの下部工工事、下部工工事というのは、今の〇〇の高いところから〇〇〇の計画地に立体交差で道路が下りてくるんですけれども、その下部、そちらの工事を請け負った譲受人が申請したものです。その工事のために、現場事務所を設置して、工事の施工管理を行うことを目的に申請されたものとなります。

資金計画・調達計画におきましては、造成工事・建築工事費等としましてご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が提出されております。

周辺農地への被害防除策としましては、まずネットフェンス設置により日照に影響を及ぼさないよう配慮、また敷きならし碎石の端に土のうを設置することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

そのほか、申請地の北側に水田があるんですけれども、こちらが今回の一時転用の場所を使ってしまいますと出入りができなくなってしまうということで、申請地の一部にその奥の田んぼに通行するための道路も設けられております。

1枚めくって、次の3ページをご覧ください。場所の説明をいたします。

この〇〇〇計画地のちょっと〇にあるのが、〇〇の〇月に申請があって、〇月に許可が出た一時転用の場所となります。その道路を挟んだ〇側、このような位置になっております。

土地利用計画としましては、隣の4ページのほうにございます。南側の道路から出入りしまして、現場事務所のほかに、作業員詰所・トイレ、駐車車両としまして、トラック、工사용車両、あと会社の車、来客用駐車スペースなどが設けられております。そのほか、カラーコーンや単管類、型枠、鋼材、道具部品倉庫などが設置される計画。そのほか、朝礼広場なども設けられております。図面の右側、2.5メートルほど開いているのが、〇側の田んぼ、この田んぼに出入りするための道路部分の話でございます。

現地の様子は1枚めくっていただいて、5ページの写真をご覧くださいと思います。このような状況になっております。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の10番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井です。

17日に事務局から連絡があり、同日、現地調査を行ってまいりました。ふだんから農地の見回り等で通って観察している場所なんですけど、一昨年、耕作者、〇〇から耕作、受託のほうで受けて来ているんですけども、田植間近に不幸が起きちゃいまして、耕作のほうはなされなかったんですけども、秋に伸びた草を刈りに、せがれさんが来ていましたので、原状回復するには問題はなかろうかと思えます。

また、隣接する農地には被害を及ぼすようなことはなかろうかと思えます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と10番、新井委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

新井委員の説明にもございましたが、特に問題はなさそうでございまして、〇〇〇事業のその補助的転用なんで、借元がしっかりしているので問題はないと思えます。質問等ありませんか。

なければ、挙手にて採決したいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第7号の番号2につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の6ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2。

譲受人住所・氏名、ご覧の〇〇〇在住の法人となります。譲渡人は市内在住のご覧の方となります。土地の所在は、こちらも〇〇地区なんですけれども、こちら1筆で、登記地目、現況地目とも田、面積が〇〇平米となり、権利の内容は所有権の移転です。

次に、1枚めくって7ページをご覧ください。申請地の概要につきましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は、駐車場及び資材置場です。申請理由としましては、申請人は、主に注文住宅の外構工事を中心に営業しております。しかし、資材置場を確保しておらず、工事受注のたびに現地へ直接問屋から資材を搬入させたりしており、効率の悪い状況が続いている状況です。使用頻度の高い資材をストックしておくことで利益率を向上させたいと考えておりました。また、使用中の駐車場も住宅街に当たるため、騒音等で近隣住民に迷惑をかけないような場所を探しており、また受注件数も増えてきておりました。そのようなことから、新たな土地をいろいろ探していたんですけれども、市街地や非農地で見つからなかったところ、こちらの地権者の協力が得られたことから申請に至ったものとなりました。

資金計画・調達計画としましては、土地購入費及び造成費としまして、ご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が提出されております。

周辺農地の被害防除策としましては、まず雨水につきましては、全面砂利敷きで浸透式となります。そのほか、申請地周囲をコンクリートブロック等で土留め施工しまして、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に場所の説明をいたします。隣の8ページをご覧ください。先ほどの現場と近いんですけれども、先ほどの現場の〇側に〇〇〇線がありますが、その〇〇〇線から約270メートルほど〇側に行きましたご覧の着色した箇所が申請地となります。〇側に120メートルほど行くと、もう〇〇〇の境となります。このような場所です。

土地利用計画につきましては、1枚めくって、裏側の9ページをご覧ください。

図面の右側が北側となります。この北側から出入りしまして、手前のほうに6台の駐車スペース、奥の方にブロック資材や再生砕石、砂などの資材を置くような、このような計画となっております。

隣の10ページをご覧ください。こちらは現地の様子で、右側の2番のほうの写真にちょっと看板めいたものが写っていますが、こちらも八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例の手続が必要な計画となりますので、そちらの計画に基づく周囲に周知するための看板が設

置されております。このような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきましても地区担当の10番、新井委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○10番（新井孝美委員） こちらも17日に現地調査してまいりました。

この案件、場所なんですけど、一昨年まで私のほうで耕作していた場所でありまして、特に問題等はないです。東側、西側から逆に水は入れっ放し、落とすときは落としっ放しという形で、逆に埋めてもらったほうが、ブロックで囲んでもらったほうが耕作者にとってはよからうかなとは思っています。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と10番、新井委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

周りは北、東、南と田んぼなんですけど、一応、隣地の耕作者には同意書をもっているそうです。ありませんか。

ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思っております。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第8号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件につきましても、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「（自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。）」に該当するため、〇〇番、〇〇委員には、審議終了まで退席をお願いいたします。

———— 〇〇番 〇〇〇委員 退席 ————

○議長 それでは、議案第8号につきましても、事務局より説明をお願いします。

○事務局 まず、資料1のほうをご覧ください。

こちらは、申請者から農用地利用集積計画の申出がありまして、それを基に八潮市のほう

から農地利用集積計画の審議について、農業委員会に依頼があったことから、今回案件として諮るものとなりました。次第のほうをご覧ください。次第11ページでございます。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画承認の件となります。

番号1、借受人住所・氏名、〇〇〇委員となります。貸付人は、同じ地区に在住されるご覧の方となります。土地の所在はこちらに記載の2筆、登記地目、現況地目とも畑で、合計〇〇平米となります。権利の内容は5年間の賃借権の設定となります。申請事由としましては、経営規模の拡大でございます。申出承認の根拠としまして、申請者は認定農業者で、農業専従者は2名いらっしゃいまして、お二方とも年間従事日数150日、現に耕作に供している農用地の面積はご覧の面積となり、主な作物としまして、コマツナ、エダマメを栽培されておりまして、主な出荷先は市場です。所有農機具としまして、耕運機、これ小さいものも含まれていると思うんですけども、4台、トラック1台、トラクター1台、防除機2台を所有していらっしゃいます。

次に、場所の説明をいたします。隣の12ページをご覧ください。〇〇〇橋の〇側になるんですけども、この12ページの右下のほう、これより下は〇川となります。〇〇〇橋を渡らずに手前の信号を〇側に向けて走っていきますと、〇〇〇の交差点のところに出るんですけども、そこを〇折しまして〇方向に行きまして、〇〇〇を超えて、40メートルほど行ったところを〇折して〇側に向かいまして、250メートルほど行った交差点を〇折して〇〇側に向かいまして50メートルほど行った場所、この道路の左右、こちらの2か所となります。

現地の様子は、1枚めくっていただいて、後ろの13ページ、左側のほうは作付されていたりするような状況でした。こちらが道路の〇側、左側のほうが畑で、右側が大きめの道路の〇側の土地となります。このような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の8番、小倉雅樹委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○8番（小倉雅樹委員） 8番、小倉です。

18日に現地調査に行っていました。この畑は、以前、〇〇さんがつくっていた畑で、〇〇さんが〇〇さんに返したところ、それを〇〇さんが借りたらしいです。この畑はもうすでに作付けされているらしくて、この長細いほうの畑はもう全面エダマメが植わっていました。それで、この四角いほうの畑はちょっと草生えているんですけども、1回トラクター入れちゃえばなくなっちゃうような草で、この後コマツナでもやろうかなと言っていました。

本人も直売所とか市場で出荷すると言っていましたので、今後遊休農地になるおそれはないと思われま。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と8番、小倉委員より農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

〇〇さんがやっていて、その後すぐ〇〇さんが始めたらしいですから、前後別に問題はないと思います。

大丈夫だと思いますけれども、何か質問ありませんか。

ないようですので、挙手にて採決したいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手多数 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、〇〇番、〇〇委員の着席をお願いいたします。

———— 〇〇番 〇〇〇委員 着席 ————

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について8件、報告第2号 農地転用許可後の工事完了届について1件ございますが、本日はこの後に視察研修が控えておりますので、今月も1件ごとの読み上げはなしにいたしますのでご了承ください。

今から数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いいたします。14ページから16ページになります。

○事務局 ちょっと補足説明なんですけれども、農地法4条、5条のところ、今回5条が出ているんですけれども、上のところ農地法の5条第1項第6号の規定によるとありますけれども、これは先月まで第6号じゃなくて、第7号で、4月に法律変わりました、この第何号という数字が変わったんです。先月はまだ3月に受けたものの報告だったんで7号だったんですけれども、こっちは法改正後の4月に受けた届出の報告なんで、第6号の規定として受け取ったものなんで、そこが今回から7号から6号に変わりましたので、今回4条のほうがないんですけれども、4条が今まで8号だったのが1個繰り上がって、そちらも第7号の報告というふうに変りましたことを報告させていただきます。

○議長 ということです。

—— 資料確認 ——

○議長 今回の転用は、全部住宅敷地なので、特に変わったものはなさそうですが。

ちょっと早いんですが、質問を受けたいと思いますが、何かご意見ご質問ございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようですので、転用等届出受理報告は終わりいたします。

もし、気がつきましたら、後ほど、最後に質問していただきたいと思います。

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、報告事項が2件ございます。

初めに、依頼事項、農業者年金受給権者現況届の提出について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の2をご覧ください。

こちら農業者年金基金のほうから令和5年度の現況届の提出についてお願いしますということで、現在年金を受給している方へ、今月の末を目安に通知が郵送されております。例年この時期に農業委員会でご案内しているところですが、この件について、受給権者の方から何かご相談ありましたら、この現況届に記入していただいて、農業委員会の窓口を持参していただくような形になっておりますとご案内していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、こちらの提出期限は6月30日までに農業委員会の窓口にとになっておりまして、遅れてしまったらすぐ年金がもらえなくなってしまうというわけではございませんが、早めに必ず農業委員会の窓口のほうに提出するようにお伝えください。

また、年金に関しまして、こちらの緑のパフレットがございますが、こちらも年金基金のほうから新しいものが配られましたので、短く、分かりやすくなっているチラシになっておりますので、もし加入を検討しているですとか、話を聞いてみたいなどという方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまでご案内いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長 ただいまの年金受給権者の現況届について、何かご質問ございますか。

ちなみに、農業委員は農業者年金の推進も任務となっておりますので、機会を捉えて声を

かけて、どうですかみたいなこともしていただきたいと思います。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、依頼事項2件目、令和5年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料3のほうをご覧ください。

こちらの研修会は、毎年8月の終わり頃、羽生市の産業文化ホールに県内農業委員・推進委員が集合しまして開催されていた研修で、コロナ禍でちょっとストップしたんですけれども、去年はオンラインでの研修ということで、皆さんに市役所のほうに来ていただいて、画像を見ながら研修受けていただいたところなんですけれども、その研修の今年の通知となるんですが、今年度はオンライン配信は行わず、また会場参集方式でやるということで、事前連絡が来たものとなります。日時は9月になっていまして、9月11日の午後1時から3時半となっております。正式な連絡がきましたら、また皆さんにお知らせしますが、車の都合があるので、参加可能な人数は5人前後かなと思うんですけれども、そのとき参加者、改めてお願いいたしますので、ご理解、ご協力をよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長 ただいまの説明について何かご質問ございますか。

これ毎年この時期に、8月のおわり、もしくは9月の頭にこの研修会があるんですが、はっきりは決めませんが、コロナの影響で研修とか行けなかったので、できたら1期目の人に行ってもらいたいかなというふうに思っています。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、まだはっきりは決めませんが、そのつもりでいてもらいたいかなというふうに思います。

次に、報告事項1点目、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料4のほうをご覧ください。

こちらは、国のほうで5月から9月を熱中症対策強化期間として、農作業中の熱中症対策の取組をしているので、皆さんもご理解いただくとともに、注意してくださいという内容のものなんですけれども、それを周知してくださいということなので、何枚か印刷して皆さんにお渡ししたものととなります。

1枚めくっていただいて、2枚目のほうにこの運動の取組方針というのが出ておりますが、取組方針としまして、まず熱中症リスクに対する認知度の向上、まず意識していただきたいこととして、毎年農作業中の熱中症により約30人が死亡されているということです。それと、

真夏だけではなくて、暑さに慣れていない初夏、今頃ですかね、初夏における高温日、梅雨明けで暑さが本格化する時期、そんなときなどが熱中症リスクが高まる時期、場面であること。そういったことを認識してほしい。ということです。

また、今はスマホ等でMAFFアプリというのが、後ろのほうで出てきますけれども、こういったものも熱中症対策で利用できるということ。②の予防策といたしまして何点か書いてありますが、できる限り高温時の作業は避け、作業を行う場合は日陰や風通しのよい場所で行うとともに、喉の渇きを感じる前に小まめに水分と塩分を補給すること。それと、単独作業は避け、やむを得ず単独作業を行う場合も、時間を決めて携帯電話で定期的に家族や知人と連絡を取り合うこととありますが、実際、うちのほうに入った話でも、八潮市内の人でもおじいさんがすごい真面目な人で、一生懸命真夏に草刈りをやって、帰ってこないんでおかしいなと思って家族の方が見に行ったら、熱中症で倒れていて救急車で運ばれた、そういう話を実際八潮市でも聞いたことがありますので、十分、定期的に家族と携帯電話で連絡取り合うということも大切なのかなと思います。

それで、まためくっていただくと、次の3枚目はまた熱中症の認知ということですかね、発生状況などについて載っております。その裏側には、MAFFアプリというもので、熱中症警戒アラート、このアプリを登録すると、登録された地域に熱中症警戒アラートが発表された場合、当日の朝に自動でアラートが通知される機能がついているということで、アラートが来たら今日はちょっとだけ気をつけよう、そのように利用できるということです。

まためくっていただくと、4枚目の後ろのほうには熱中症対策アイテム、ファン付ウェアとか、冷却ベスト、このようなものを出しております。

最後の6枚目には、熱中症の症状と応急処置の仕方なども出ておりますので、この後、視察研修中のバスの中でちょっと時間があったらこの辺見ていただいて、認識を高めていただいて、機会あればほかのご知り合いの方々にも周知していただければと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

皆さん、十分気をつけて仕事をしてください。

次に、報告事項、やしお枝豆ヌーヴォー祭について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、やしお枝豆ヌーヴォー祭についてご説明いたします。

手元の資料、チラシございますのでご覧ください。

やしお枝豆ヌーヴォー祭につきましては、主催が八潮市商工会で、主管がやしお枝豆まつり実行委員会となっております。この実行委員会が中心となって、祭りを進めていくこととなります。

内容につきましては、5月27日に土曜日、3時からプレスポ八潮イベント広場で開催され

まして、今月から新型コロナウイルス感染症が2類から5類に引き下げられたことにより、エダマメの試食会も復活して開催されます。また、内容といたしましては、八潮市産のエダマメや野菜の即売会、生ビールの販売やエダマメ関連加工食品販売を行いますので、お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

以上でございます。

○議長 今朝のグッドモーニングでも依田さんが、八潮のヌーヴォー祭を宣伝してくれていました。

それでは最後になりますが、皆様から全体を通して何かございましたらお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にならなければ、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重な審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会のことばを小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には早朝より5月総会にご出席をいただき、ありがとうございます。慎重なご審議をいただきましてありがとうございます。

この後、研修に参るわけですが、ベルグアースは、以前は山口園芸と、こういうふうに言っていましたけれども、この中にもお付き合いのある方もいらっしゃると思うんですけれども、以前直売所で松山のところに研修に行ったときに、本社へ行くことを計画したんですけれども、松山からは大分遠いということで、諦めて村田農場のほうへ伺った記憶がございます。

先ほど係長のほうから説明がございましたように、ちょっと時期がずれているかなと思うんですけれども、観光客がそういない、野菜苗の生産が主にやっているお店でございますので、皆さん何か参考にしていただければと思います。

以上をもちまして、5月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会といたします。皆様大変お疲れさまでした。

閉会 午前 9時20分